

利益相反管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広域重度ケア連携機構（以下「当法人」という。）の定款第32条の規定に基づき、当法人と役員その他の関係者との間の利益相反を適正に管理し、当法人の公益性、中立性及び社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、役員、社員、会員、使用人その他当法人の関係者の個人的利益又はその関係する団体の利益が、当法人の利益と相反し、又は相反するおそれのある状態をいう。

第2章 特別の利益の禁止

(特別利益供与の禁止)

第3条 当法人は、社員、会員、理事、監事、使用人、寄附者、取引先その他関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

第3章 競業及び利益相反取引

(理事会の承認)

第4条 理事は、次の取引をしようとするときは、あらかじめ理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(議決への不参加)

第5条 利益相反に係る議案の審議に当たり、特別の利害関係を有する理事は、当該決議に加わることができない。

第4章 関係団体等との取引

(関係団体等との契約)

第6条 当法人が、医療機関、福祉事業者、株式会社、一般社団法人、NPO法人その他の関係団体（役員が役職を兼ねる団体を含む。）との間で契約、委託、共同事業その他の取引を行うときは、当法人の公益目的に照らし、その必要性、相当性、透明性及び公正性を確保しなければならない。

- 2 前項の取引のうち重要なものは、複数の見積りの取得その他の方法により取引条件の妥当性を確認のうえ、理事会の承認を受けるものとする。

(自己申告)

第7条 役員及び使用人は、利益相反のおそれのある事実（兼職、兼業、親族関係、出資関係等を含む。）が生じたときは、速やかに当法人所定の方法により申告しなければならない。

第5章 管理体制及び雑則

(管理及び記録)

第8条 利益相反に関する開示、承認及び報告の内容は、理事会議事録その他の記録に記載し、保存する。

(監事による監査)

第9条 監事は、利益相反の管理状況について監査し、必要があると認めるときは理事会に意見を述べる。

(改廃)

第10条 この規程の変更及び廃止は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規程は、令和〇年〇月〇日開催の理事会の決議により制定した。